

注 文 書

- 1 契約番号 2026000103
- 2 件 名 機械警備業務（おおさき日本語学校）
- 3 場 所 大崎市古川保柳字氏子114番地1
- 4 期 間 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで
- 5 別添書類 (1) 仕様書
(2) 参考明細書
(3) 設置機器明細表
(4) 図面
- 6 担 当 課 市民協働推進部まちづくり推進課
(おおさき日本語学校)

機械警備業務（おおさき日本語学校）仕様書

1 業務箇所

大崎市立おおさき日本語学校 校舎 (大崎市古川保柳字氏子114番地1)

2 業務期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 目的

学校休業時における防犯、火災等に対する警備業務を委託することにより、財産を保護し、学校業務を円滑に運営することを目的とする。

4 業務内容

(1) 防犯 受託者は、委託時間内において警報機がセットされているときに異常侵入を受信した場合等において、委託者に代わって遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容確認を行い、必要と認めたときは警察機関へ通報し、緊急出動を要請するとともに、事態の拡大防止のため必要な処置をとること。

(2) 火災 受託者は、委託時間内において自動火災報知設備によって火災異常を受信した場合等において、委託者に代わって対象物件に電話連絡し、火災発生と判断したときには直ちに消防機関に通報し、緊急出動を要請するとともに、同時に緊急要員を対象物件に急行させ、必要な処置をとること。
なお、電話連絡するも連絡不能の場合、又は警報機器がセットされている状態において異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容確認を行い、必要と認めたときは消防機関へ通報し、緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止のため必要な処置をとること。

5 入札上の注意事項

入札金額については、委託期間の総額（消費税抜き）とする。

6 委託時間

毎日	17：00から翌日8：30
土曜・日曜日及び祝祭日並びに学校休業日	8：30から17：00

7 代替警備

- (1) 警報機器設置工事等のため機械警備を実施できない場合は、その期間巡回警備を実施し、対象施設の出入口等の施錠点検、火災予防等の安全確保に必要な事項を点検確認する。
- (2) 万一警備実施時間中において、回線不通のため機械警備が不可能になった場合にも前記同様の巡回警備を実施する。

8 緊急連絡

施設毎に30分以内で到着出来る拠点の場所及び緊急時の連絡方法等を提出する。

9 代金の支払方法

代金の支払方法については、両者協議の上定めるものとする。

10 機械設備の撤去

本契約の終了に伴い不要となった場合の機械設備は、受注者が撤去し、これに要する一切の費用は受注者が負担するものとする。

11 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めことがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

12 被災者等の雇用について

本業務の実施に当たり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

13 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

参考明細書

- 1 業務名 機械警備業務（おおさき日本語学校）
2 業務期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
3 業務箇所 大崎市古川保柳字氏子114番地1
4 設計金額 [Redacted] 円 (消費税抜き)
[Redacted] 円 (消費税込み)

(内訳)

施設名	月単価	月数	小計	消費税
おおさき日本語学校		60	[Redacted]	

入札金額

設 置 機 器 明 細 表

〈レンタル〉

(1/1)